

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社カラーズプランニング（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは、当社と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、当社ホームページ（<https://www.colors-travel.com/>）やパンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表等の確定書面（以下「旅行日程表（最終）」といいます。）および、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社または当社の受託旅行業者（以下「当社ら」といいます。）にて、所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、当社ホームページやパンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2) 当社らは、電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による、旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便またはファクシミリ、その他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客さまとの旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でのお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測れる債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。小学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) 特定のお客さま層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なつていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時に申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者や同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客さまがご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客さまのご負担になります。
- (5) お客さまのご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

- (6) お客さまが他のお客さまに迷惑をおよぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (7) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と旅行日程表（最終）のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレットや本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客さまに、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表（最終）を、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日以降にお支払いいただきます。また、当社とお客さまが第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客さまが提携カード会社のカード会員である場合で、お客さまの承諾があるときは、提携会社のカードよりお客さまの署名無くして旅行代金（申込金・追加代金として表示したもの）を含みます。)や、第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金および第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客さまからお申し出がない限りお客さまの承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1) 参加されるお客さまのうち特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。

(2) 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3) 「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」および第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告またはパンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等および消費税等諸説。

(2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。

(3) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)の他は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。

(2) 空港施設使用料。

(3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料。

(4) ご希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金。

(5) 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。

(6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合をのぞきます。)

(1) ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

(2) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事オプション」等の差額代金。

(3) パンフレット等で、当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。

(4) その他パンフレット等で「〇〇〇追加代金」と称するもの。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明し、旅行日程や旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合をのぞき旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。

す。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客さまに通知いたします。

(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合をのぞき、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また、契約上の地位の譲渡は当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

取消料	出発の前日から起算して			前 日	当 日	旅行開始後または無連絡不参加
	20日～11日前	10日～8日前	7日～2日前			
日帰り旅行 (車中泊日帰りを含む)	申込金	30%	40%	50%	100%	
宿泊を伴う旅行	申込金	30%	40%	50%	100%	
貸し切り船船を利用する 主催旅行契約						当該船船に係る取消料の規定によります。

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対して、お一人につき下記の取消料をいただきます。尚、複数人数でのご参加で、一部の方がキャンセルの場合には、ご参加のお客さまからは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

(2) 当社の責任とならないローン等の取り扱い上の事由に基づきお取り消しになる場合も、所定の取消料をお支払いただきます。

(3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし所定の取消料を收受します。

15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

① お客様は第14項に定める取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

② お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表に掲げるものその

他の重要なものである場合に限ります。

- b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - d. 当社がお客さまに対し、第5項の(2)に記載の旅行日程表(最終)を同項に規定する日までにお渡しなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - ③ 当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から、所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかねないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
- (2) 当社の解除権
- ① お客さまが第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - ② 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - a. お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - c. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
 - d. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. お客さまの人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
 - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - ③ 当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

- (1) お客さまの解除権
- ① お客さまのご都合により途中で離団された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - ② お客さまの責に帰さない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。
 - ③ 本項(1)の②の場合において当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領す

ることができなくなった部分にかかる金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならぬ費用にかかる金額を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

(2) 当社の解除権

- ① 当社は次に掲げる場合においては、お客さまにあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - a. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客さまが、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ② 解除の効果および払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客さまの負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- ③ 本項(2)の①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客さまのお求めに応じてお客さまのご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- ④ 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- ① 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」、または「前14項から16項までの規定によりお客さまもしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客さまに対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客さまに対し当該金額を払い戻しいたします。
- ② 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)または第21項(お客さまの責任)で規定するところにより、お客さままたは当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。
- ③ お客さまは、出発日より1ヶ月以内にお申込店に払い戻しをお申し出ください。
- ④ クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- ① 添乗員付のコースには全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業

務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていたいきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(2)「現地添乗員同行」表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3)「現地係員案内」表示コースには添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。

(4)(1)(2)(3)以外のコースについてはバス乗務員が必要事項のご案内をいたします。

(5)個人型プランに添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

(6)現地添乗員が同行しない区間および現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

19. 当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(2)お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。

③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。

⑤自由行動中の事故。

⑥食中毒。

⑦盗難。

⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、またはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客さまからの損害通知機関規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社に故意または重大な過失がある場合をのぞみます。)といたします。

20. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別保証規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)および通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画参加旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳および現金支払機用カードを含みます。)各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については損害賠償金を支払いません。

(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と、前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関またはお申込店に申し出なければなりません。

(4)当社は旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

22. オプショナルツアーア

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアーア」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーアは、パンフレット等で明示した場合に、当社は当該オプショナルツアーアに含まれた第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーアのご利用日が主たる募集型企画旅

(2)オプショナルツアーアの運行事業者が、当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーアに含まれた第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーアのご利用日が主たる募集型企画旅

行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット等または確定書面にて記載した場合をのぞきます。)また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任およびお客様の責任は、すべて当該運行事業者の定めによります。

23. 旅程保証

(1) 当社は、次表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更をのぞきます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

② 第15項および第16項の規定に基づき、旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③ パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお一人様につき1,000円未満であるときは、当社は変更保証金を支払いません。

(3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

注1:パンフレット等の記載内容と確定書面の記載内容との間、または確定書面の記載

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレットまたは確定書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットまたは確定書面に記載した入場する観光施設または観光施設(リストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットまたは確定書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレットまたは確定書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレットまたは確定書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットまたは確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットまたは確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットまたは確定書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレットまたは確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレットまたは確定書面のツアーカード内に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2:⑨に掲げる変更については①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅

行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4:④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1変更として取り扱います。

注5:③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注6:④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7:④運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に、旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

(受託旅行業者により当該取り扱いができない場合があります。また取り扱い可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2) 申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット等に記載する金額の旅行代金」、または「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」(ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日より前の場合、「14日前にあたる日(休業日にあたる場合は翌営業日)」)とします。

(5) 契約解除のお申し出があつた場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあつた日の翌日から起算して7日以内(減額または旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

(6) 与信等の理由により、会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項(1)の①Aの取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費や移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申し込み店の社員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取り扱い

当社は、旅行申し込み際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきますほか、お客様がお申し込みいただいた

いた旅行において、旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社らは、

①当社らおよび当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。

②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。

③アンケートのお願い。

④特典サービスの提供。

⑤統計資料の作成

以上に、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については当社ホームページをご参考ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

28. その他

(1) お客さまが個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまのケガ、疾病等の発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。

(2) お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(3) お客さまが、航空会社により任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客さまに依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配責務・旅程管理責務は履行されたとし、また、当該変更部分に關わる旅程保証責任・特別保証責任は免責となりますのでご了承ください。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) 当社からの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに關わるお問い合わせ登録等は、お客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)および第23項(1)の責任を負いません。